

和歌山県 漁港関係
許認可処分等審査基準

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課

令和8年4月

目 次

| | | |
|-------|-----------------------|----|
| 1-漁区占 | 漁港区域内の水域又は公共空地の占用等の許可 | 1 |
| 2-漁区免 | 漁港区域内の水域又は公共空地占用料等の減免 | 3 |
| 3-漁占還 | 水域又は公共空地占用料等の返還 | 4 |
| 4-漁施占 | 漁港施設の占用等の許可 | 5 |
| 5-漁施使 | 漁港施設の使用許可 | 7 |
| 6-漁施免 | 漁港施設使用料等の減免 | 9 |
| 7-漁使還 | 漁港施設使用料等の返還 | 10 |

許認可等の処分に係る審査基準（No1-漁区占）

| | | |
|--------------------|--|---|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 漁港区域内の水域又は公共空地の占用等の許可 |
| | 概 要 | 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条 | |
| 審 査 基 準 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 2. 地元漁業協同組合の同意を得ていること。 3. 漁港の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 4. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。 5. 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。 6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与える恐れのある場合は、事業者の同意を得ること。 7. 水質汚濁等、環境を悪化させる恐れがないこと。 8. 水域及び公共空地の占用については、原則として公共性が確保できていること。ただし、水産業協同組合等、当該漁港において水産業に従事する者が占有を行う場合であって、次に掲げる場合については、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> ア 漁港の機能上必要なもの又は漁港施設の効用を増進するものである場合 イ 漁業活動に必要なもの又は漁港関係者の労働環境の改善等に資するものである場合 ウ 地域や漁業・海業の振興に資するものである場合 <p>なお、海業とは、「海や漁村の地域資源を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」をいう。 (例：水産物販売、漁業体験、釣り体験等)</p> 9. 水域の占有を行う場合には、申請者が占有しようとする水域の背後の土地の利用について正当な権利を有するとともに、当該水域とその背後の土地を一体として使用するものであること。ただし、次に掲げる項目に該当する場合は、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> ア 国又は地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために占有を行う場合 イ 工作物の設置を伴わない、一時的な占有を行う場合 ウ 水産業協同組合等、当該漁港において水産業に従事する者が、畜 | |

| | | |
|--------|---|--|
| | <p>養用工作物、養殖用工作物等の漁港施設又は定置網を設置する場合 工 その他、公益上知事がやむを得ないと認める場合</p> <p>10. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。</p> <p>11. 収益（利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。）を伴う利用（水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。）の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 申請主体が、地方公共団体、協議会（地元自治会や地元観光協会等で構成される団体）、漁業協同組合（遊漁船業の登録を受けた組合員を含む）又は畜養用工作物、養殖用工作物等の漁港施設若しくは定置網を設置する者であること。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は地元市町のいずれかから後援を受けている場合はこの限りではない。</p> <p>イ 事業目的が地域や漁業・海業の振興に資するものであること。</p> <p>ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。</p> <p>エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。</p> <p>オ 工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。ただし、特別の事由があると認められるときはこの限りでない。</p> <p>カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対応を行うための体制を整えること。</p> <p>キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。</p> <p>12. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。</p> | |
| 標準処理期間 | <p>20日以内とする。</p> <p>ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。</p> | |
| 申請 | 提出先 | <p>和歌浦漁港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課</p> |
| | 提出時期 | 随時 |
| | 提出方法 | 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする漁港を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 |
| | 手数料 | なし |
| 占用料金等 | 和歌山県漁港管理条例の規定による金額 | |
| 相談窓口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 | |
| 備考 | 許可を受けずに占用等を行った者は、50万円以下の罰金の規定がある。（漁港及び漁場の整備等に関する法律第71条） | |

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No2-漁区免）

| | | |
|--------------------|---|---|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 漁港区域内の水域又は公共空地占用料等の減免 |
| | 概 要 | 特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 和歌山県漁港管理条例第 13 条第 4 項 (和歌山県漁港管理条例第 13 条の 2 第 2 項において準用) | |
| 審 査 基 準 | 1. 次に掲げるいずれかの場合であること。 ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成 10 年 4 月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達）に規定するものである場合 イ 漁業協同組合が無償で公共の用に供し、組合員に使用させ、又は公益上必要な事業を実施することを目的とする占用等であって、漁港の機能又は効用を増進するものである場合 ウ 水域において養殖用工作物又は定置網を設置する場合 エ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。 | |
| 申 請 | 提 出 先 | 和歌浦漁港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課 |
| | 提 出 時 期 | 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。 |
| | 提 出 方 法 | 所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許可等を所管する事務所等に提出してください。 |
| | 手 数 料 | なし |
| 占 用 料 金 等 | なし | |
| 相 談 窓 口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 | |
| 備 考 | | |

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No3-漁占還）

| | | |
|--------------------|--|---|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 水域又は公共空地占用料等の返還 |
| | 概 要 | 既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認め たときは、この限りでない。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 和歌山県漁港管理条例第 13 条第 5 項 （和歌山県漁港管理条例第 13 条の 2 第 2 項において準用） | |
| 審 査 基 準 | 1. 特別の事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 | |
| 標準処理期間 | 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成 元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。 | |
| 申 請 | 提 出 先 | 和歌浦漁港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課 |
| | 提出時期 | 随時 |
| | 提出方法 | 所定の申請書及び添付書類を許可等を受けようとする漁港を所管する事 務所等に提出して下さい。 |
| | 手 数 料 | なし |
| 占用料金等 | なし | |
| 相 談 窓 口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 | |
| 備 考 | | |

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No4-漁施占）

| | | |
|--------------------|--|---|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 漁港施設の占用等の許可 |
| | 概 要 | 県管理漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する 工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事 の許可を受けなければならない。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 和歌山県漁港管理条例第 10 条 | |
| 審 査 基 準 | 1. 占用を行う者は、原則として、国、地方公共団体、水産業協同組合等 の公共的団体、当該漁港において水産業に従事する者又は水道、電気、 ガスなどの生活や事業活動に不可欠な事業を行う者であること。ただ し、地域振興等に資する場合や公益性の高い事業を行う場合は、この限 りではない。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難で あること。 3. 地元漁業協同組合の同意を得ていること。 4. 漁港施設用地利用計画に合致するものであること。ただし、漁港施設 の目的又は用途を妨げないものであって、次に掲げる場合については、 この限りではない。 ア 公共用に供するもの又は公益性の高いものである場合 イ 漁港の機能上必要なもの又は漁港施設の効用を増進するものであ る場合 ウ 漁業活動に必要なもの又は漁港関係者の労働環境の改善等に資す るものである場合 エ 地域や漁業・海業の振興に資するものである場合 なお、海業とは、「海や漁村の地域資源を活用し、地域のにぎわい や所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」をいう。 （例：水産物販売、漁業体験、釣り体験等） 5. 漁港の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え る恐れのある場合は、事業者の同意を得ること。 7. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 8. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 | |
| 標準処理期間 | 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成 元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。 | |
| 請 申 | 提 出 先 | 和歌浦漁港 |

| | |
|-------|--|
| | 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする漁港を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 |
| 手数料 | なし |
| 占用料金等 | 和歌山県漁港管理条例の規定による金額 |
| 相談窓口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 |
| 備考 | 詐欺その他不正行為により、使用料等の徴収を免れた者に対し、使用料の徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料の規定がある。（和歌山県漁港管理条例第26条） |

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No5-漁施使）

| | | |
|--------------------|--|--|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 漁港施設の使用許可 |
| | 概 要 | 県管理漁港施設のうち知事が公示により指定する施設を使用しようとする者、漁港利用調整施設を使用しようとする者、県管理漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 和歌山県漁港管理条例第 11 条 | |
| 審 査 基 準 | 1. 漁港施設の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 2. 地元漁業協同組合の同意を得ていること。 3. 漁港施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 4. 漁港の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 5. 漁港施設の能力を超過していないこと。 6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与える恐れのある場合は、事業者の同意を得ること。 7. 水質汚濁等、環境を悪化させる恐れがないこと。 8. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。 | |
| 申 請 | 提 出 先 | 和歌浦漁港 第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による使用許可： 和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者 第 11 条第 1 項第 3 号の規定による使用許可： 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課 |
| | 提 出 時 期 | 随時 |
| | 提 出 方 法 | 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする漁港を所管する事務所等の管理担当に提出してください。 |
| | 手 数 料 | なし |
| 使 用 料 金 等 | 和歌山県漁港管理条例の規定による金額 | |
| 相 談 窓 口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 | |

| | |
|--------|--|
| 備 考 | 詐欺その他不正行為により、使用料等の徴収を免れた者に対し、使用料の徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料の規定がある。（和歌山県漁港管理条例第26条） |
|--------|--|

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No6-漁施免）

| | | |
|--------------------|--|---|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 漁港施設使用料等の減免 |
| | 概 要 | 特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 和歌山県漁港管理条例第 13 条第 4 項 | |
| 審 査 基 準 | 1. 次に掲げるいずれかの場合であること。 ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成 10 年 4 月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達）に規定するものである場合 イ 漁業協同組合が無償で公共の用に供し、組合員に使用させ、又は公益上必要な事業を実施することを目的とする占使用等であって、漁港の機能又は効用を増進するものである場合 ウ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 | |
| 標準処理期間 | 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。 | |
| 申 請 | 提 出 先 | 和歌浦漁港 条例第 9 条の規定による届出又は条例第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による使用許可： 和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者 条例第 10 条の規定による占用許可又は条例第 11 条第 3 項の規定による使用許可： 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課 |
| | 提 出 時 期 | 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。 |
| | 提 出 方 法 | 所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許可等を所管する事務所等に提出してください。 |
| | 手 数 料 | なし |
| 占 用 料 金 等 | なし | |
| 相 談 窓 口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 | |
| 備 考 | | |

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No7-漁使還）

| | | |
|--------------------|--|--|
| 所 管 部 局 | 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839 | |
| 処 分 | 名 称 | 漁港施設使用料等の返還 |
| | 概 要 | 既納の使用料等は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | 和歌山県漁港管理条例第 13 条第 5 項 | |
| 審 査 基 準 | 1. 特別の事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。 | |
| 申 請 | 提 出 先 | 和歌浦漁港 条例第 9 条の規定による届出又は条例第 11 条の規定による使用許可： 和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者 条例第 10 条の規定による占用許可： 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の漁港 各漁港を所管する建設部管理保全課 |
| | 提 出 時 期 | 随時 |
| | 提 出 方 法 | 所定の申請書及び添付書類を許可等を受けようとする漁港を所管する事務所等に提出して下さい。 |
| | 手 数 料 | なし |
| 占 用 料 金 等 | なし | |
| 相 談 窓 口 | 上記提出先に直接ご相談ください。 | |
| 備 考 | | |

和 歌 山 県